

○ベンチャー企業に対する大学知的財産利用認定に関する要項

(2015年5月12日 理事・副学長(社会産学連携・広報・情報担当) 決裁)

(目的)

第1条 この要項は、広島大学(以下「本学」という。)の知的財産の活用を予定して設立されるベンチャー企業(以下「企業」という。)に対して、本学が、広島大学知的財産利用認定(以下「本認定」という。)するために必要な事項を定める。本認定により、企業による本学知的財産の利用や、利用に当たっての優遇措置の適用を円滑に行うことができる。

(対象とする知的財産)

第2条 この要項が対象とする知的財産は、広島大学職務発明規則(平成23年3月31日規則第34号)が定める職務発明に係る知的財産権であって本学に帰属するもの(以下「大学知的財産」という。)とする。

(対象とするベンチャー企業)

第3条 この要項が対象とするベンチャー企業は、大学知的財産の利用を予定し、本学から利用許諾あるいは権利譲渡等を受けることを希望する企業とする。

(認定申請)

第4条 本認定を受けようとするものは、理事(学術・社会連携担当)(以下「理事」という。)が定める認定申請書及び起業計画書(以下「認定申請書等」という。)を、理事を経て広島大学長(以下「学長」という。)に提出し、その認定を得なければならない。

2 本認定を希望するものが、広島大学の教職員の場合は、前項の提出は所属部局の長を経由して行うものとする。

(認定)

第5条 学長は、前条の申請があったときは、広島大学学術・社会連携室発明審査会(以下「発明審査会」という。)に諮り、企業が広島大学の知的財産を利用することの有効性及び妥当性を評価して、認定の可否を決定する。

2 学長は、認定の可否を決定したときは、申請者に対してその結果を通知するものとする。

(大学知的財産の利用)

第6条 前条1項の規定に基づく認定を受けた企業は、本学から利用認定を受けた大学知的財産を利用することができ、又、利用にあたっての優遇措置の適用を受けることができる。

2 利用に当たっては、企業は、本学との間で、利用許諾あるいは権利譲渡等の契約を締結しなければならない。

(認定の取消し等)

第7条 第5条第1項の規定に基づく認定を受けた企業が、次の各号に該当すると発明審査会が判定した場合は、学長は本認定を取り消すものとする。

(1) 社会的信用を失墜する行為を行った場合

(2) その他本学と締結した契約等の取り決めに違反して本学に損害を与えた場合又は本学の名誉を傷つける恐れがある場合

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

広島大学知的財産利用ベンチャー企業 認定申請書

年 月 日

広島大学長 殿

(申請者)
 住所
 機関名
 所属・職名等
 氏名

㊤

広島大学の知的財産を利用（を予定）するベンチャー企業設立に当たって、広島大学知的財産活用ベンチャー企業の認定を受けたいので、下記の通り申請します。

なお、広島大学の知的財産利用にあたっては、別途、大学との間で実施許諾あるいは権利譲渡等の契約を締結します。

記

ベンチャー企業名称			
企業設立（予定）日	年 月 日		
事業の概要			
利用を希望する広島大学の知的財産と利用計画 （ノウハウ、著作については、所定の様式の届出書を添付すること）	番号	知的財産名称・番号等	利用計画（製品名・実施時期等）
利用する知的財産に関わる本学教職員の氏名等	氏名	所属・職名	連絡先
備考			

(起業計画書)

広島大学知的財産利用ベンチャー企業 起業計画書

(1) 起業計画の概要

代表者	所属・職名			
	氏名			
	連絡先	TEL : E-mail :	FAX :	
(学生の場合) 指導教員名				
企業等の名称 (予定)				
企業等の業種				
企業等設立時期 (予定)				
資本金 (予定)			従業員数(予定)	
業務内容				
起業のビジネスプラン				
① ビジネスの動機と目的, 社会的インパクト				
② 対象市場と外部環境 (競合等)				
③ 内部環境とプランの優位性				
④ 販売計画 (誰が, 誰に, どの様に販売するか)				
⑤ 事業化のための課題と事業化に向けたアクションプラン				

⑥ 事業化・収支・資金計画						(単位：千円)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
事業スケジュール						
収支計画 (見込み)						
売上高						
粗利益						
資金計画						
自己資金,						
借入金, その他						

(2) 起業のシーズとなる研究成果 (これまでの特許, 論文など)

関連特許	発明者/出願人/ 出願番号 (出願日) / 特許番号 (登録日) 等
関連論文	著者, 名称, 時期, 媒体等
概 要	

(3) 他からの支援状況 (実績および予定)

支援機関名 ・ 支援内容	
-----------------	--